

会 長	局 長	係 員

## 平成 2 7 年 第 3 回

### 小坂町農業委員会会議録

平成 2 7 年 2 月 5 日（木） 1 4 時 0 0 分 役場大会議室において招集した。

1. 出席委員（8人）は次のとおりである。

1 番 中 村 仁	2 番 奈 良 延 浩	3 番 安 保 均
6 番 小 館 康 弘	7 番 亀 田 静 子	9 番 木 村 功
12 番 目 時 勝 則	13 番 熊 谷 直 美	

2. 欠席委員（4人）

4 番 小 館 正 光	8 番 畑 澤 富 子	10 番 中 村 道 義
11 番 中 村 吉 夫		

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 近 藤 肇      事務局長補佐 宮 館 秀 樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮 館 秀 樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

12 番 目 時 勝 則      1 番 中 村 仁

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第 1 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について
第 2 議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 決定第 2 号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて
第 4 その他 1	小坂町人・農地プラン検討会委員の推薦について
その他 2	東京農業大学からの回答について
その他 3	農地中間管理事業に対する質問事項について

事務局長（近藤） 只今から平成 27 年 2 月 5 日招集平成 27 年第 3 回小坂町農業委員会を開会いたします。（14：02）

議長（熊谷） 本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局（宮館） 8 番委員・10 番委員から、所用のため欠席する旨連絡がありました。なお、5 番委員が 2 月 4 日に亡くなりましたので、定数は 12 名になります。

議長 只今の出席者は 8 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

議長 本日の会議録署名委員を指名します。12 番目時勝則、1 番中村仁委員の両名を指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。日程第 1、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について 事務局より説明をお願いします。

事務局（報告 1 提案理由朗読）

1 件です。荒谷字三ツ森、上向字中牛馬長根・狐崎地内 4 筆 6,183㎡を賃貸人が賃借人に返すものです。合意解約となります。

議 長 只今の報告について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。  
(質問等なし)

議 長 それでは、報告2については、終了してもよろしいですか。  
(はいとの声あり)

議 長 それでは、報告2は、終了いたします。  
(14:04)

議 長 続いて、日程第2、議案3、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。  
事務局 (議案3号提出理由朗読)  
事務局 経緯詳細説明  
1件です。Aの所有の土地で小坂字仁吾平・大森平。台作地内7筆、面積は併せて14,448㎡を息子のBに生前贈与するものです。なお、Bは奈良県にいるため息子が帰ってくるまでは両親のA夫妻が耕作するものです。

議 長 只今の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。  
(質問等なし)

議 長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。  
(よいとの声あり)

議 長 議案3については、原案どおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 議案3は、原案どおり許可いたします。  
(14:06)

議 長 日程第3、決定2号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局よりお願いします。  
事務局 (決定第2号提出理由朗読)  
事務局 経緯詳細説明  
6件あります。1番から4番は、中間管理機構を通さないものです。5番・6番は農地中間管理機構の農業公社公社に貸し出すものです。  
1番は小坂字相内地内、2筆5,003㎡でCがDに貸し作ってもらうものです。期間は3年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。2番は栃川原地内、6筆7,354㎡でEがDに貸し作ってもらうものです。期間は3年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。3番は荒谷字家口田地内、2筆4,154㎡でFが熊谷農進に貸すものです。期間は10年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。4番は大地字村下・太田地内、6筆8,332㎡でGがHに貸すものです。期間は5年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。  
5番は小坂字大稲坪地内、2,259㎡でIが県農業公社に貸すものです。期間は10年3ヶ月賃借料は1反歩あたり6,500円です。なお、配分計画に寄りますと熊谷農進が農業公社より借りて耕作する予定です。6番は小坂字新田地内、5,688㎡でJが県農業公社に貸すものです。期間は10年3ヶ月賃借料は1反歩あたり6,500円です。なお、配分計画に寄りますとKが農業公社より借りて耕作する予定です。

議 長 最初に、1番から5番までの説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。  
(発言なし)

議 長 無いようなので私から確認したいと思います。1番から4番については、農業公社を通じないことで当事者間は了解済みなのですか。  
事務局 そのとおり確認済みです。

議 長 発言が無いようなので1番から5番は終了します。6番について議事参与の制限に該当する委員がおります。該当する1番委員は退席してください。  
(1番委員退席)

議長 9番委員 (木村) 事務局  
 それでは6番の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。賃借料が6,500円となっていますが、周辺も同じくらいの賃借料でしょうか。

議長 9番委員  
 周辺は若干高くなっています。その理由として、2、3年前に賃貸契約を行ったもので当時の米価は10,000円以上の価格でありその金額となったものです。その当時から比べると現在は米の価格が3,000円以上も下がっており、今回の賃借料は妥当と思います。

議長 9番委員  
 9番委員、事務局が説明したとおりですがよろしいでしょうか。

議長  
 わかりました。

議長  
 それ以外の質問等ございましたら発言をお願いします。(質問等なし)

議長  
 6番については終了します。1番委員を呼んできてください。(1番委員着席)

議長  
 それでは決定2については、質疑を終了してよろしいですか。(よいとの声あり)

議長  
 それでは、決定2については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

議長  
 決定2については、原案どおりの承認いたします。(14:23)

議長 事務局  
 日程第4、その他1 小坂町人・農地プラン検討会委員の推薦について 説明を求めます。

議長 事務局  
 小坂町より人農地プラン検討会委員を農業委員会より1名選出してほしいとの要請がありました。期日が1月29日までであったので会長と相談しまして会長を推薦させていただきました。

議長  
 このことについて、総会に間に合わないということで私を推薦していますのでご理解をお願いします。(14:27)

議長 事務局  
 次に、その他2 東京農業大学からの回答について 説明を求めます。

議長 事務局  
 12月の総会のとき会長が東京農業大学を視察報告の話は覚えていると思います。その報告時に大学に質問してきたということでしたが、大学より添付のとおり返事が来ましたのでお知らせします。また、別紙の追加資料に書かれている内容を共同研究している奥州市に問い合わせのファックスを送っています。

議長  
 前にお話ししたとおり東京農大ではバイオ関連の自主プラントをいろいろ作っておりまして。そこで当町でも余剰米やカドミ米対策でエタノール燃料を作る研究を行ってもよいのではないかと提言したいと考え質問しました。また、奥州市で共同研究を行っているので問い合わせしたところです。今の説明について提言・発言がありましたらお願いします。(なし)

議長  
 発言が無いようなのでその他2は終了します。(14:35)

議長 事務局  
 次に、その他3 農地中間管理事業に対する質問事項について 説明を求めます。

議長 事務局  
 2月27日行われる県北農業委員会会長会の研修会があり出席します。そこで農地中間管理事業について聞く時間も設けられているので、事業について質問等がありましたら承りたいと思いますのでお願いします。なお、前回、話がありました、湿田の暗渠整備や、機械が入っていく道がないところの道路の件について聞く予定ではあります。

議長 | みなさんから要望がありましたら発言をお願いします。いずれ質問は2月13日までということなのでありましたら事務局へ連絡してください。  
(14:39)

議長 | 次に亡くなられた5番委員について事務局から連絡があります。  
事務局 | (葬儀日程、慶弔規程等を説明)  
議長 | 以上を持ちまして、第3回総会を終了します。  
(14:45)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 熊谷直美

署名委員 目時勝則

署名委員 中村 仁